

高松市工事請負契約約款第25条第6項の運用について

高松市工事請負契約約款第25条第6項の規定（インフレスライド・デフレスライド条項）の適用については、次のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

なお、工種により、出来形数量や残工事量の確認、スライド額の算出等に必要な提出書類が異なる場合がありますので、必要に応じて工事課にお問い合わせいただくなど、円滑な執行に御協力願います。

1. 適用対象工事

- (1) 約款第25条第6項の請求は、2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2か月以上ある建設工事が対象となります。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事であるか否かの確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告又は指名（見積）通知から契約締結までの間になされたものにあつては、契約を締結した時）とします。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりです。

- (1) 請求日
スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。
- (2) 基準日
スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とし、請求があつた日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とします。
- (3) 残工期
基準日以降の工事期間とします。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。
- (2) インフレスライド額（増額）の算出は、次式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表します。

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率、 Z ：市積算額)

(3) デフレスライド額（減額）の算出は、次式により行います。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S_減、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表します。

S_減：減額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率、 Z ：市積算額)

(4) インフレスライド及びデフレスライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありませんので、御注意願います。

5. 残工事量の算定・出来形確認

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、受注者から提出された図面及び数量計算書等に基づき実施します。なお、このスライドに関する出来形確認は本市が通知した総括監督員（総括監督員の配置がない場合は、主任監督員）が行います。

(2) 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、書面により指示等が行われている設計量についてはスライドの対象とすることができます。（基準日以降の残工事量が対象数量となる。）

(3) 現場搬入材料について、材料確認を実施するなど、発注者が認定したものについては出来形数量として取り扱います。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとします。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等。（架設用クレーン、仮設鋼材など）
- ・契約書により工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- ・その他、材料確認等を必要としない現場搬入材料等。

(4) 設計数量に基づく出来形数量が把握できない工種についても、受注者側から提出された出来形の構成比率等を基に、出来形数量を算出することができます。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合においては出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合においては出来形部分に含めないものとします。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができます。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができます。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 約款第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができます。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、約款第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。